

# 消費税率引き上げと個人消費 実質所得減と駆け込み需要・反動の影響試算

みずほ総合研究所  
経済調査部  
03-3591-1243

- 社会保障・税の一体改革で予定されている消費税率引き上げ（2014年4月に8%、2015年10月に10%へ）により、2014～2016年度は家計の実質所得が目減りし、個人消費を抑制する要因となる。
- 駆け込み需要と反動が個人消費の振幅を大きくする結果、税率引き上げ直後の2014年度前半と2015年度後半の個人消費が大幅に落ち込む懸念がある。
- 低所得者ほど税負担率（消費税額／年間収入）が高まることから負担軽減策が検討されているが、耐久財の税率引き上げを遅らせて消費の変動を緩和するような対策も検討する余地がある。

## 1. はじめに ～ 社会保障・税の一体改革関連法案が成立へ

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げることなどを内容とする社会保障・税の一体改革関連法案が6月26日に衆議院で可決された。今後は参議院に審議が移り、参議院の採決を経て消費税率は1997年度以来17年ぶりに引き上げられることになる。

一方、消費増税による景気への悪影響を懸念する声も根強い。法案の閣議決定前、民主党内での消費増税法案の事前審査が紛糾したが、そこでは「景気弾力条項」が論点の一つとなった。景気弾力条項とは、経済情勢が悪化した場合などに増税を停止する旨の条文であるが、ここに成長率やインフレ率などの数値目標を盛り込むことの是非が議論となった。欧州諸国でVAT（付加価値税）が引き上げられる際などと比較すると、日本では消費税増税が景気悪化を招くことへの警戒感が非常に強い。その背景となっているのが、97年度の経験である。97年4月に消費税率を3%から5%に引き上げた際、日本経済は97年5月をピークに景気後退に陥った。この時の景気後退については、夏からのアジア通貨危機、秋以降の金融危機が重なった結果であり、消費税率引き上げだけが原因であったとは言いがたい。それでも、増税をきっかけに景気が悪化すれば税収減により結果として財政改善の効果がえられないこともありうるため、景気への影響を慎重に見極める必要があるのは確かであろう。

消費税率引き上げは、家計の実質可処分所得の低下や駆け込み需要の発生とその反動を通じて主に個人消費に影響を与える。本稿では、まず97年度の税率引き上げ時の個人消費への影響を精査する。その上で、今般の社会保障・税の一体改革関連法案で予定されている税率引き上げが2013年度から2016年度の個人消費にどう影響するかを試算した。また、年収階層別の消費税負担額を試算し、増税時に低所得者の負担率が高まることを示す。最後に税率引き上げに伴う個人消費の変動を緩和する試案を提示する。

## 2. 消費税率引き上げが個人消費に与える影響

### (1) 1997年度の消費増税時のレビュー～大きかった駆け込み需要の影響

消費税は89年4月に税率3%で導入され、97年4月に5%に引き上げられた。89年度の導入時は従来の物品税廃止によって自動車など耐久財の多くが実質減税となったため、駆け込み需要の規模は大きくなかった。したがって、今回の税率引き上げの影響を推測するに当たっては、97年度の税率引き上げ時を参考にするのが適切であろう。

当時の経済指標をみると、97年度の個人消費（民間最終消費支出）デフレーターは前年比+1.4%（96年度同+0.2%）に上昇し、その分、家計の実質所得は目減りした。みずほ総合研究所のマクロモデルによれば、消費税率1%上昇に対し、個人消費デフレーターは0.64%上昇する。そして、消費デフレーター上昇に伴う家計の実質所得減少により、実質個人消費は0.36%低下するという関係にある（図表1）。したがって、税率2%の引き上げは個人消費デフレーターを1.28%押し上げ、実質個人消費を0.72%低下させたと試算される。

加えて、税率引き上げ前の96年度後半に駆け込み需要が発生し、97年度前半には反動減が生じた。当時の個人消費は96年10～12月期に前期比+1.0%、97年1～3月期に同+2.2%と増加した後、97年4～6月期に同▲3.5%と落ち込んだ。消費関数を用いた推計<sup>1</sup>によれば、96年10～12月期に約4,500億円、97年1～3月期に約1兆7,600億円、合計で2兆2,100億円程度の駆け込みが発生していたと推定される。

以上をまとめると、消費税率の引き上げにより96年度の消費水準は0.79%押し上げられ、97年度は1.51%押し下げられていた計算になる（図表2）。97年度の消費水準低下の要因を分解すると、物価上昇による影響が▲0.72%Pt、駆け込み需要の反動が▲0.79%Ptと試算される。税率の引き上げ幅が2%の場合、97年度1年間に限れば物価上昇の影響より駆け込み需要の反動の方が大きかったことになる。

図表1 消費税率1%引き上げの影響

(単位: %)

民間最終消費支出デフレーター	0.64
個人消費	▲ 0.36
実質GDP (参考)	▲ 0.37

(注)消費税率を1%引き上げた場合のベースラインからの乖離

(資料)みずほ総研マクロモデルによる試算

図表2 1997年度の消費税率引き上げの影響

(単位: %)

	1996年度	1997年度
個人消費	0.79	▲ 1.51
物価上昇要因	0.00	▲ 0.72
駆け込み要因	0.79	▲ 0.79

(資料)内閣府「国民経済計算」などよりみずほ総合研究所試算

## (2) 2013～2016年度の個人消費への影響（試算）

97年度の例を参考に、今般の消費増税（2014年4月から8%、2015年10月から10%に税率引き上げ）による2013年度以降の個人消費への影響を試算した結果が図表3・4である。試算に際し、物価上昇による個人消費の減少幅はみずほ総合研究所マクロモデルの乗数（消費税率1%上昇に対し、個人消費は1年目▲0.36%、2年目▲0.50%）を用いた。駆け込み需要は97年度の税率引き上げ時と同規模（年間の個人消費総額の0.79%）と仮定している<sup>2</sup>。試算結果を年度ベースでみると、2013年度の個人消費は駆け込みにより0.79%押し上げられるが、2014年度以降の消費水準は税率引き上げがなかった場合（ベースライン）と比べて下振れる（2014年度▲1.87%、2015年度▲1.86%、2016年度▲2.36%）。前年比ベースの影響は2013年度+0.79%、2014年度▲2.65%、2015年度+0.01%、2016年度▲0.50%となる。なお、駆け込み需要のうち半分程度（2013年度の消費押し上げ幅0.79%Ptのうち0.35%Pt）は耐久財の購入によって生じると試算される<sup>3</sup>。年度半期ベースでみると、駆け込み需要の反動が生じる2014年度上期と2015年度下期の落ち込みが大きくなることが想定される。

以上のように、消費税率引き上げが2014～2016年度の個人消費を抑制する要因となることは避けられない。特に税率3%引き上げと駆け込みの反動が集中する2014年度の消費の落ち込みが懸念され、急激な景気悪化を警戒する必要がある。また、駆け込みと反動により、2013年度下期と2014年度上期、2015年度上期と2015年度下期は消費水準のアップダウンが激しくなりそうだ。

図表3 消費増税の個人消費への影響（年度ベース）

(単位: %)

	ベースラインからの乖離(累積効果)				前年比ベースの影響		
	2013年度	2014	2015	2016	2014年度	2015	2016
個人消費への影響	0.79	▲1.87	▲1.86	▲2.36	▲2.65	0.01	▲0.50
物価上昇要因	0.00	▲1.08	▲1.86	▲2.36	▲1.08	▲0.78	▲0.50
駆け込み要因	0.79	▲0.79	0.00	0.00	▲1.57	0.79	0.00
うち耐久財	0.35	▲0.35	0.00	0.00	▲0.71	0.35	0.00

(注)物価上昇要因は、みずほ総研マクロモデルの乗数（消費税率1%上昇に対し、個人消費：1年目▲0.36%、2年目▲0.50%）を用いて計算。

駆け込み需要は1997年度の税率引き上げ時と同規模（年間消費額の0.79%）と仮定

(資料)内閣府「国民経済計算」などよりみずほ総合研究所作成

図表4 消費増税の個人消費への影響（年度半期ベース）

(単位: %)

	ベースラインからの乖離(累積効果)							
	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
個人消費への影響	0.00	1.57	▲2.65	▲1.08	0.07	▲3.79	▲2.22	▲2.50
物価上昇要因	0.00	0.00	▲1.08	▲1.08	▲1.50	▲2.22	▲2.22	▲2.50
駆け込み要因	0.00	1.57	▲1.57	0.00	1.57	▲1.57	0.00	0.00
うち耐久財	0.00	0.71	▲0.71	0.00	0.71	▲0.71	0.00	0.00

(注)試算方法は図表3に同じ

(資料)内閣府「国民経済計算」などよりみずほ総合研究所作成

### (3) 年収階層別の消費税負担額の試算 ～ 年収に対する税負担率は低所得者ほど上昇

前節までは消費税率引き上げが個人消費全体に及ぼす影響をみてきた。ここでは、収入階層別に家計の消費税負担額が増税によりどう変化するかを試算する。総務省「家計調査」を用いて試算すると、現状（消費税率5%）の消費税負担額（年間）は年収300万円未満世帯で89,227円となっている（図表5）。負担額は年収が高いほど増え、年収1,000万円以上世帯では234,824円である。税率が8%に引き上げられた場合、年収300万円未満世帯では142,763円、年収1,000万円以上世帯では375,719円に負担額が増加する。さらに税率10%になると、年収300万円未満世帯の年間消費税負担額は178,454円、年収1,000万円以上世帯では469,649円となる。

年収が多いほど消費水準も高いため、金額ベースでみた消費税負担が高収入世帯ほど大きいのは当然である。しかし、年間収入に対する負担率で比較すると、現行税率（5%）の場合、年収300万円未満世帯は3.8%と、年収1,000万円以上世帯の1.7%に比べて2.1%高い。税率8%になると負担率はそれぞれ6.1%、2.7%となり、その差は3.4%に拡大する。税率10%の場合の負担率は年収300万円未満世帯で7.6%、年収1,000万円以上世帯で3.3%となり、その差は4.3%まで開く計算になる。消費税が逆進的と言われる所以である。収入・所得に対する比率でなく、消費水準に対する税負担の比率が一定であることを根拠に消費税は逆進的でないとする考え方も一方にあるが、税率引き上げ時の負担感が低所得者の方が重いのは間違いないであろう。

図表5 年収階層別の消費税負担額（試算）

（単位：円）

年間収入	年間消費税負担額			増税による負担増		収入に対する負担率		
	税率5%	税率8%	税率10%	税率8%	税率10%	税率5%	税率8%	税率10%
300万円未満	89,227	142,763	178,454	53,536	89,227	3.8	6.1	7.6
300万円以上400万円未満	118,075	188,921	236,151	70,845	118,075	3.4	5.4	6.8
400～500万円	129,860	207,777	259,721	77,916	129,860	2.9	4.7	5.8
500～600万円	141,974	227,159	283,949	85,185	141,974	2.6	4.2	5.2
600～700万円	151,353	242,164	302,706	90,812	151,353	2.3	3.8	4.7
700～800万円	165,651	265,041	331,301	99,390	165,651	2.2	3.6	4.4
800～900万円	184,047	294,476	368,095	110,428	184,047	2.2	3.5	4.4
900～1,000万円	196,384	314,214	392,768	117,830	196,384	2.1	3.3	4.2
1,000万円以上	234,824	375,719	469,649	140,895	234,824	1.7	2.7	3.3

(注)1.増税による負担増は、現状(消費税率5%)との比較。

2.消費支出総額から非課税品目(家賃・地代、保健医療サービス、授業料等、教科書・参考教材)を控除し、税率を乗じて試算

(資料)総務省「家計調査」(平成23年)よりみずほ総合研究所作成

### 3. おわりに ～ 激変緩和措置を考えるもう一つの視点（試案）

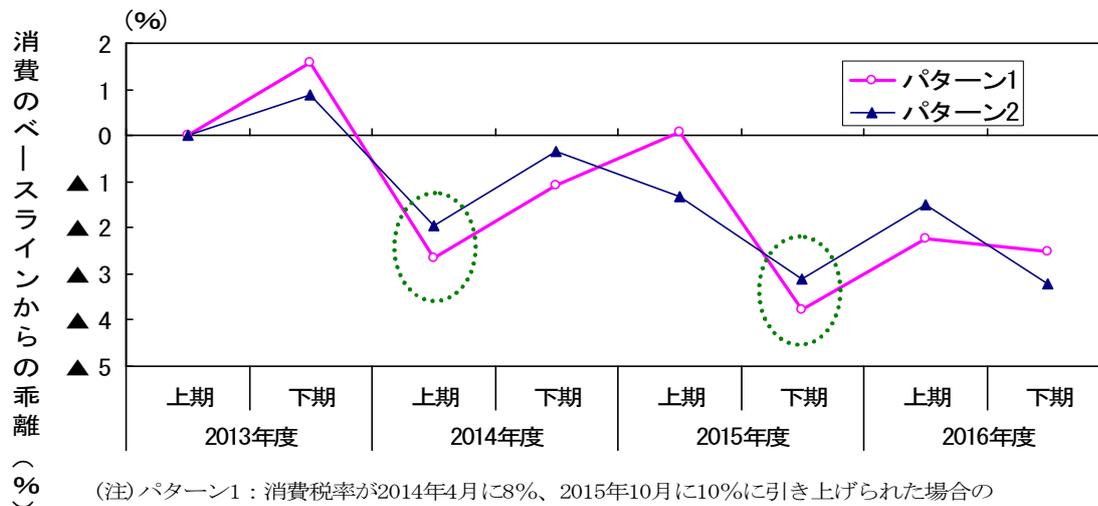
以上みてきたように、社会保障・税の一体改革法案で予定されている消費税率引き上げは実質家計所得を目減りさせ、2014年度から2016年度にかけて個人消費の水準が低下することは避けられない。加えて、駆け込み需要と反動により、その間の個人消費は変動が大きくなることが想定される。特に、税率が3%引き上げられる2014年度の個人消費は大幅に落ち込む懸念がある。

消費税率引き上げによる税負担率（消費税額／年間収入）の上昇幅が低所得者ほど大きくなることから、政府は低所得者に対する負担軽減策を検討している。将来は給付付き税額控除の導入を志向しているが、制度実施に必要な共通番号制度の導入が間に合わない<sup>4</sup>ため、当面は簡素な給付措置で対応する方針が『社会保障・税一体改革大綱』（2012年2月17日閣議決定）で示された。現時点で「簡素な給付措置」が具体的にどのような内容になるかはまだ決まっておらず、食料品などに軽減税率を導入する案もまだ検討されている模様である。いずれにせよ、低所得者の負担軽減という観点から何らかの激変緩和措置が導入される可能性は高い。

こうした低所得者対策に加えて、景気変動を小さくするという観点での激変緩和措置も考慮に値すると思われる。本稿での分析から、税率引き上げに伴う実質所得減少による落ち込みに駆け込み需要と反動が重なることによって、個人消費の振幅は大きくなってしまふ。最終需要の変動が大きくなると、供給側の対応が難しく、需要が落ち込むタイミングで意図せざる在庫増が生じ、生産調整が起きやすくなる。また、個人消費が落ち込んでいる時期は、アジア通貨危機やリーマン・ショックのような外部ショックに脆弱であり、景気後退のリスクが高まる。

ここで駆け込み需要と反動が生じる時期をずらすことができれば、個人消費の変動幅を小さくすることが可能になる。例えば、自動車など主要な耐久消費財の税率引き上げ時期を1年ずらす、あるいはエコカー補助金やエコポイントのように対象品目について税率上昇分を1年間還付するといった措置を講じることが考えられるだろう。過去の実績では耐久財は駆け込み需要の半分弱を占めており、駆け込み・反動の発生時期をずらすことによって個人消費全体の変動を多少なりとも緩和することができる。みずほ総合研究所の試算では、上記のような施策によって耐久消費財の駆け込み需要・反動の発生時期を1年間後ずれさせた場合、2014年度上期と2015年度下期の消費の落ち込み幅が小さくなる（次ページ図表6）。駆け込み需要で消費水準が上がる2013年度下期及び2015年度上期からの落差も小さく抑えられ、この間の消費変動がある程度均される形になる。消費増税による景気悪化リスクを軽減する上でこうした対策を検討する余地もあるのではないか。

図表6 耐久財の駆け込み発生時期をずらした場合の個人消費の変動



(注) パターン1：消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられた場合の個人消費への影響（ベースラインからの乖離幅）  
 パターン2：耐久財以外はパターン1と同時期、耐久財は1年遅れ（2015年4月に8%、2016年10月に10%）で税率を引き上げた場合の個人消費への影響  
 (資料) みずほ総合研究所試算

<sup>1</sup>以下のような消費関数を推計し、96年10～12月期及び97年1～3月期に実績値が推計値を上回った部分を「駆け込み需要」とみなした。

$$\ln(\text{実質個人消費}) = 1.297 + 0.491 \cdot \ln(\text{実質可処分所得}) + 0.263 \cdot \ln(\text{実質家計金融資産残高})$$

(0.000) (0.000) (0.000)

修正済み決定係数：0.997 推計期間：1980/1Q～2000/4Q カッコ内はp値

なお、全ての変数はI(1)系列であり(ADF検定の結果)、共和分ベクトルは1つある(ヨハンセンの共和分検定の結果)と確認された。それを踏まえ、共和分ベクトルの推定には1期のリード変数とラグ変数を追加したダイナミックOLSを採用した。

<sup>2</sup>駆け込み需要の規模は税率引き上げ幅が3%の場合、2%の場合と比べて大きくなる可能性がある。しかしながら、日本の場合、税率引き上げ幅が異なる場合の駆け込み需要規模を比較する事例がなく(1989年度の消費税導入時は物品税の減税が同時に行われたために主要耐久財に駆け込み需要が発生していない)、税率引き上げ幅の違いによる駆け込み需要規模への影響を推定することが難しい。本稿では、2014年4月(税率引き上げ幅3%)、2015年10月(同2%)とも駆け込み需要は同規模(年間消費の0.79%)と仮定した。なお、特に2014年4月の増税時には、エコカー補助金によって発生した需要先食いの影響が残り、駆け込み需要の規模を抑制する可能性がある。

<sup>3</sup>97年度の消費税率引き上げ前に耐久財消費に生じた駆け込み需要は、注1と同様の定式化により耐久財の消費関数を推計し、96年度後半において推計値を実績値を上回った部分とみなした(約9,880億円、年間の消費総額の0.35%)。今般の税率引き上げ前に当たる2013年度後半と2015年度前半には同規模(年間消費総額の0.35%、半期ベース消費総額の0.71%)の駆け込み需要が発生し、2014年度前半と2015年度後半に同規模の反動が発生すると仮定した。

<sup>4</sup>共通番号制度については、2015年以降の本格稼働を目指し、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案』(いわゆるマイナンバー法案)が今国会に提出されている。

【共同執筆者】

経済調査部シニアエコノミスト 山本康雄 yasuo.yamamoto@mizuho-ri.co.jp  
 経済調査部エコノミスト 風間春香 haruka.kazama@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。